

経済産業大臣

武藤 容治 様

要 望 書

令和7年7月17日

福 井 県

福井県政の推進につきまして、日ごろから各段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

福井県は、長年の悲願であった北陸新幹線福井・敦賀開業が実現し、まちや人の流れに大きな変化が生まれ、未来への可能性が広がる「ふくい新時代」を迎えました。この好機を活かし、福井県を新たなステージへと飛躍させるため、交流人口の拡大や投資の呼び込みのほか、新産業創出や農林漁業の成長産業化、地域公共交通の強化などを全力で進めています。

また、こども・子育ての“よろこび”を次世代につなぐ「ふく育県」や「子どもが主役の教育」の推進、一人ひとりに寄り添った医療・福祉・防災の充実など、幸福度日本一の社会基盤のもと、誰もが自分らしく生きられる「安心の居場所」と「活躍の舞台」のある「日本一の幸せ実感社会」の実現を目指しています。

一方、我が国は、少子高齢化が急速に進むとともに、大規模災害のリスクが高まっています。東京一極集中の是正を早急に実現し、それぞれ特色ある地方が我が国の成長の源となる分散型の国づくりを強く進めなければなりません。北陸新幹線の大阪延伸をはじめ、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消するとともに、国民生活の安定や産業の発展、国家安全保障の基盤となる責任ある原子力・エネルギー政策を実行することが不可欠です。

次に掲げた事項は、地方の活力を取り戻すとともに、日本全体の成長と発展を実現するための不可欠な事項です。その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

福井県知事 杉本 達治

1 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、原子力を最大限活用する方針が明記され、第6次計画に比べ、原子力の将来像が明確となった。一方、2040年代以降、原子力の設備容量が急速に減少する見通しも示されており、2050年以降も見据えて議論を深めていくことが重要である。

電力を消費する国民全体の問題である使用済燃料対策については、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場の竣工が延期され、関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」の見直しが必要になるなど、県民・国民の不安が生じる事態となっている。こうした課題に対し、国はこれまで以上に前面に立ち、責任を持って取り組む必要がある。

また、県民の安全・安心の確保が最優先であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要がある。

については、以下の対策を講じること。

(1) 原子力・エネルギー政策の実行

①原子力政策の明確化と着実な実行

事業者の安全投資や人材確保を進めていくためにも、2050年以降も見据え、将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

②使用済燃料対策への主体的な対応

- i) 関西電力が見直した使用済燃料対策ロードマップに基づき、事業者全体で連携して使用済燃料を確実に搬出するよう、これまで以上に国が前面に立って主体的に取り組むこと。

- ii) 六ヶ所再処理工場の竣工目標を確実に実現するため、国が厳しく進捗管理を行い、政府全体として責任を持って取り組むこと。
- iii) 使用済燃料対策について、再処理工場への搬入にとどまらず、搬入までの保管のあり方も含めて、国が関与する枠組みを具体化するなど、国が責任を持って取り組むこと。
- iv) 全ての使用済燃料は再処理するため、湿式貯蔵、乾式貯蔵の方式を問わず、発電所内での保管は一時的なものであることについて、国が責任を持って、県民・国民に説明し理解を得ること。

③原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性および第7次エネルギー基本計画等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・設置などの原子力活用の方針、電力の安定供給等への立地地域の貢献について、電力消費地において説明を尽くすこと。

また、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

④運転サイクル長期化等における安全性の確認

運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

⑤安全対策に係る事業環境の整備

第7次エネルギー基本計画に示された方針に基づき、事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・設置に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

⑥関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題等にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

⑦使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、再処理技術確立に向けたフランスでの実証研究の充実を図るなど、海外の知見を十分取り入れ、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

⑧「もんじゅ」の廃止措置への対応

「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

⑨原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

⑩エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

また、エネルギーに関しての情報収集、実験・検証、分析および周囲の人との意見交換など、生徒が行う主体的で探究的な幅広い学習活動を支援すること。

(2) LNGインフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靱化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイプラインの整備構想を国が早期に策定すること。

2 原子力発電所立地地域の振興

原子力基本法において、立地地域の地域振興や課題解決に向けた取組みを推進することが、国の責務として明記されているところである。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の施策を着実に実施すること。

(1) 国の責務による立地地域の振興および安全安心などの課題解決に向けた取組みの推進

原子力基本法に示された国の責務に基づき、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において示された避難道路の整備などの地域振興・課題解決に向けた取組みを進めるための十分な財源を確保するとともに、次回の共創会議において、具体的な取組内容をさらに示すこと。また、これらの取組みが目に見えて進むよう、政府一体となった枠組みを構築し、早期かつ着実に取組みを進めること。加えて、原子力事業者に対しても、原子力基本法の趣旨にのっとり、協力する責務を果たすよう指導すること。

さらに、北陸新幹線小浜・京都ルートの早期認可・着工や、舞鶴若狭自動車道の4車線化についても、立地地域の振興や安全確保につながるものであり、政府一体となって取組みを推進すること。

(2) GX2040ビジョンの推進

GX2040ビジョンに基づき、脱炭素電力の消費地が得られる利益を、立地地域に共有する仕組みを早急に構築すること。

また、脱炭素電源等を見据えた産業集積を進めるにあたって、原子力立地地域にAI向けのデータセンターの立地を促進するため、高出力の電力供給が可能なインフラ整備が必要であることから、送電事業者の先行投資を促す支援制度についても早急に構築すること。

(3) 水素・アンモニア拠点の形成

南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能強化を図るため、2030年以降に水素等の利用を開始する事業者も水素社会推進法における支援対象に加え、日本海側の敦賀港を中心としたエリアの水素・アンモニア供給拠点化に向けた取組みを支援すること。

さらに、日本海側と太平洋側が相互に補完できるパイプラインなど供給ネットワークを構築すること。

(4) 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

①原子力人材の維持・強化

第7次エネルギー基本計画で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

②原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する試験研究炉は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が2026年5月で運転終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、早期に整備すること。

推定活断層に関する対応については、早期に調査を完了させ、出来るだけ早く設置許可申請の見込み時期と建設予定地を提示するとともに、検討状況や調査の進捗を適宜、地元丁寧に説明すること。

設計に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、原子力研究・人材育成拠点としての具体的な将来像を示すとともに、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能、研究炉の利用を促進するための運営・支援体制の構築、周辺のエネルギー教育施設との連携、大学のサテライトキャンパスやレンタルオフィス、宿泊施設、研究炉と敦賀市内を結ぶ交通ネットワークなど、国内外の企業や研究者が利用しやすい環境の整備について議論を深めること。

また、整備に当たっては、できるだけ多くの地元企業が建設に携われるよう検討すること。

さらに、医療用ラジオアイソトープ（RI）について、国内製造拠点の多角化を図るため、新試験研究炉を活かした西日本の製造拠点化に向けた検討を行うこと。

「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

③原子力リサイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力リサイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取り組みである。

国としても、全国のリーディングプロジェクトとして位置付けられている本事業を推進するため、今年度設立予定のクリアランス集中処理事業を行う新会社に対し、施設の詳細設計や整備に係る初期投資への財政支援、溶融クリアランス処理に係る研究開発支援等、ビジネスの実現に向けた取組みを支援すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国が責任をもって、クリアランス制度の社会定着の判断基準の明示を含めロードマップを早期に策定し、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、利活用に向けた国の実証事業を拡充するとともに、本県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

(5) 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- i) 運転終了から10年が経過し立地地域に対する影響緩和措置が随時終了するが、これから本格化する廃止措置を円滑に進めていくに当たって、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ii) 「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。

- iii) 運転期間延長に対する地域理解促進のため、昭和 56 年以降の立地に限って措置している原子力立地給付金の割増について、運転開始時期に関係なく、40 年超運転に対する措置を新たに設けること。また、誘致企業に対する電気料金の割引制度（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業）の期間を延長すること。
- iv) 電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）について、使用済燃料貯蔵量および貯蔵能力に基づく交付額を増額するとともに、全ての使用済燃料が事業所外に搬出される日までを交付期間とすること。また、県に対しても交付するよう拡充すること。
- v) 再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

（６）法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。

3 脱炭素社会の早期実現

(1) 脱炭素社会の実現に向けた支援

- i) 脱炭素社会の実現には、気候変動に対する危機感を国民全体で共有し、行動変容につなげる必要があるが、普及啓発にかかる予算は減少傾向にあり、支援が後退している状況である。地域における「デコ活」を更に推進するため、地域地球温暖化防止活動推進センターに対し継続的な支援を行うとともに、令和9年度末で終了する地域環境保全基金に代わる新たな財政的支援を行うこと。
- ii) 再生可能エネルギーや原子力発電によるCO₂削減効果について、立地地域の成果として評価する仕組みを設けること。
また、立地地域が脱炭素へ貢献していることについて、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。
- iii) 2050年のCO₂排出実質ゼロに向けた地方自治体の脱炭素の取組みが確実に進められるよう、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模を大幅に拡充すること。また、本県のような豪雪地域における太陽光発電設備の補助率の嵩上げや、既設の太陽光発電設備へ蓄電池を付置する場合も補助対象とするほか、J-クレジットの創出を条件付きで認めるなど、柔軟な支援制度とすること。
- iv) 「脱炭素化推進事業債」の事業期間について、地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様の令和7年度までとされているが、政府実行計画等に掲げる2030年度目標に準じて取り組むことを可能とするよう、予算規模を拡充した上で事業期間の延長を図ること。

(2) 再エネの導入拡大に向けた電力系統の強化

再生可能エネルギーの導入拡大に向け、大規模蓄電池を活用し、電力需給を調整することにより系統を効率的に運用する送配電ネットワークを創出するなど、電力系統の強化を進めること。

(3) 風力発電の導入円滑化

- i) 風力発電について、自然環境や景観等への影響、災害の誘発が懸念されるため、十分な調査や説明を行うなど、住民の理解を得て事業を進めるよう、国が責任をもって事業者を指導すること。
- ii) 「一定の準備段階に進んでいる区域」に位置付けられている本県あわら市沖の洋上風力発電について、関係者の理解促進に努め、「有望な区域」に選定するとともに、地域協議会における議論が円滑に進むよう、十分な配慮を行うこと。

(4) 水素など次世代エネルギーの普及・導入拡大への支援

水素エネルギーの普及・導入拡大のため、燃料電池自動車の購入支援を継続的に行うとともに、需要を拡大するため、様々な価格帯・用途の車両が早期に普及するよう開発支援を行うこと。あわせて、水素ステーションの整備・運営への支援を強化すること。

(5) 電気自動車用充電インフラの普及支援

電気自動車の普及に不可欠な充電インフラについて、近年の設置需要増加に対応できるよう予算規模を大幅に拡充すること。

(6) 次世代型太陽電池の導入支援

ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池など脱炭素化に資する製品の実用化に向けた取組のほか、高い需要を満たす供給体制を整備するための研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

従来の太陽光発電設備の設置が困難である多雪地帯・豪雪地帯の脱炭素化を推進するため、ペロブスカイト太陽電池など次世代型太陽電池の設置支援についてこれらの地域を支援するメニューを創設すること。

4 分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進

(1) 企業の地方分散の促進

①企業の地方移転促進制度の強化

企業の地方移転を促進する手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を全体として引き上げた上で、地方にのみ税額控除を行うことなどにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

②産業団地整備への支援

- i) 大規模な半導体企業などが立地する際に必要となる関連インフラ整備について、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金制度の支援を国策事業以外も対象となるよう拡充するなど、必要な財政的支援を行い、地方負担の軽減を図ること。
- ii) 大規模な半導体企業などにおいて、製造には大量の工業用水を必要とするが、河川水を使用する場合、水利権確保のための協議、手続きに相当な期間を要する。企業において、インフラ提供の早期確約が用地選択の要素となるため、手続きを簡略化するなど、水利権確保の協議、手続きが迅速に実施されるよう取り組むこと。

③産業技術総合研究所「北陸センター」を核とした産業創出への支援

産業技術総合研究所の北陸デジタルものづくりセンターについて、AI等の先進的なデジタル技術により、ものづくり分野全般の変革を牽引できるよう、必要な環境整備を行うこと。

また、日本の先進的な一大ものづくり地域を創生できるイノベーション拠点にふさわしい設備・人員体制および連携体制を構築すること。

④スタートアップ支援の充実

各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップの創出に向け、必要な施設整備や大企業との人材マッチングに対する支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。

加えて、スタートアップに限らず、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベースとしない、地域課題の解決に取り組むローカル志向の起業が増加しており、そうした起業希望者も含め、都道府県が行う支援施策について十分な財政措置を講じること。

5 人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善

(1) 適正な価格転嫁の実現に向けた対応

賃上げ原資の確保や高騰が続く原材料等やエネルギー価格の転嫁を適切に進めるため、取引先と価格交渉を行う事業者が、取引先から「買ったたき」や「減額」といった不当なしわ寄せを受けることがないように、下請法違反行為に対する取締りを強化するなど、徹底した価格転嫁対策を行うこと。

また、下請法違反行為により事業者が不利益を被る場合において親事業者との取引関係の悪化を懸念せずに、自発的に情報提供できるよう環境整備に取り組むこと。

6 米国による相互関税等に関する対策の実施

(1) 追加関税および相互関税の見直し

自由貿易体制の維持に向け、米国に対し、自動車等への追加関税および相互関税の見直しを粘り強く求めること。

(2) 関税措置がもたらす影響等の情報提供

今回の関税措置がもたらす日本経済への影響等についての的確な分析を行い、国民や事業者等に対し迅速かつ丁寧に情報を提供するとともに、こうした分析結果や地域の実情を踏まえた対策を講じること。

(3) 関税の影響を受ける中小企業等への対応

関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対して、資金繰り支援、経営改善支援、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化、相互関税の影響を受けにくい国や地域への海外販路開拓・拡大支援を行うなど、地方の産業や雇用への影響を最小限にする対策を講じること。

7 中小企業・新産業への支援充実

(1) 円滑な事業承継への支援の充実

①小規模事業者向け施策の充実

地域において、経営者の高齢化や後継者問題により、特に小規模事業者の廃業が増加しているため、後継者のいない小規模事業者が第三者に株式や事業を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置（退職金と同様の控除）を講じること。

②中小企業経営承継円滑化法の事務の簡素化および財源の措置

国から都道府県へ権限移譲された中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律にかかる事務について、これまでの改正により、都道府県の事務量が増加しているため、電子化等による手続きの簡素化や地方交付税措置の拡充を図ること。

(2) 伝統的工芸品の世界に向けた発信

伝統的工芸品の生産額が減少する中、新たな需要を獲得していくためには海外展示会への出展や海外需要に合った商品開発等の海外展開が重要である。

しかし、小規模零細事業者が多い伝統工芸事業者にとって海外展開はハードルが高い。地方自治体が主体となり各産地が連携して取り組むことができれば、需要開拓だけでなく伝統工芸産地へのインバウンド推進も期待できることから、国の伝統的工芸品産業支援補助金について地方自治体も活用できるよう制度を拡充すること。

(3) 商店街への支援強化

地域の商店街は、地域住民の消費活動の場だけでなく、高齢者や子育て家族への支援、防犯・防災、環境保全等の地域コミュニティの中心としての役割も担っているが、人口減少や消費者ニーズの変化、経営者の高齢化に伴う事業承継問題等により空き店舗が増加するなど、商店街組織自体の弱体化が進んでいる。

このような中、今後も地域から必要とされ、地域コミュニティの中心として持続していくために、商店街の継続的な活性化につながる取組みや、アーケード・街灯・融雪装置など商店街設備の維持管理等を支援する施策を講じること。

(4) エネルギー価格高騰の影響を受ける企業等の負担軽減

電気・ガス等の料金が依然として高止まりしている中において、地域の経済活動への影響を最小限に抑えるよう、引き続きエネルギー価格の動向等に応じた負担抑制策を講じるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて中小企業者等を支援できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充するなど、財政措置を行うこと。